平成２６年（フ）第４３４号
鹿児島県鹿児島市広木２丁目36番12号シェルメゾン303号
債務者　鮫島　貴仁
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂井竜一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月27日午後３時
5　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第７２０号
仙台市青葉区小田原４丁目４番10号
債務者　平山達夫こと　申　　達遠
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保田恭章
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月23日午後１時35分
5　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第２号
仙台市若林区六丁目字柳堀南57番地の４　アスティオン荒井Ｖ－103
債務者　山口　進也
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三橋要一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月13日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第３９１号
広島市安佐南区大町東３丁目16番38―503号
債務者　沖　　絢子
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　里村　文香
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月10日午後３時
5　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４５２号
広島市安佐南区緑井２丁目21番24―204号
債務者　カネモリ内装こと　金森　成樹
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸川　京子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月10日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９６１号
広島県安芸高田市八千代町上根826番地６
債務者　岡野　和夫
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　根石　英行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月21日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第９号
群馬県館林市千代田町１番８号　フラワーハイツ―202
債務者　福原　悦子
1　決定年月日時　平成27年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月18日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第１１１５号
さいたま市桜区大字五関188番地10
債務者　五十嵐朋宏
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１２７０号
埼玉県戸田市下前１丁目10番４―610号
債務者　本山　静雄
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第６号
埼玉県桶川市東１丁目３番19号　メゾン千里103号
債務者　中村　一浩
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１０号
埼玉県川口市大字安行領根岸43番地　タウンパレスＢ201
債務者　石井　優子
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２２号
千葉県香取市大戸41番地１　バードランドＡ－４
債務者　幸田　鈴代
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月18日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２６年（フ）第２３号
千葉県香取市大戸41番地１　バードランドＡ－４
債務者　朱本敏皇こと　朱　　敏皇
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月18日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２６年（フ）第１８０号
愛知県豊田市竹元町南嶋154番地１　コーポ竹元201号
債務者　深谷　慎吾
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月18日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第３６８号
愛知県岡崎市北本郷町字河原１番地１　コーポいこいＡ―105、前住所愛知県岡崎市矢作町字西河原６番地　グローリアス岡崎806
債務者　江藤　義明
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月18日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第３６９号
愛知県知立市上重原１丁目21番地　ジョイオブライフ202号
債務者　田島　　薫
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月18日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第３７３号
愛知県岡崎市松橋町１丁目10番地12、前住所愛知県北名古屋市九之坪石ノ戸10番地
債務者　林　　佑樹
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月18日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係